

武雄市新庁舎売店運営事業者選考公募型プロポーザル実施要領

1 募集内容について

(1) 事業の目的及び趣旨

武雄市（以下「市」という。）では、庁舎の有効活用と来庁者の利便性向上のため、武雄市新庁舎（以下「新庁舎」という。）内に売店を設置する。よって、市が定める貸付条件のもと、安定した経営及び質の高いサービスの提供が可能な運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集する。

(2) 物件の概要

運営場所	武雄市武雄町大字昭和地内 武雄市役所新庁舎 1階の一部
使用面積	約 100㎡
用途	売店の営業
職員数等	新庁舎入居職員数： 約 340人 来庁者数(想定)： 約 1,000人/日 (平均)

(3) 使用に関する条件

① 使用許可

売店の営業にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産目的外使用許可申請により、市が許可を行う。

② 使用許可期間

平成30年5月7日から平成31年3月31日まで（予定）

ただし、運営事業者の施設使用状況や実績を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、運営事業者からの更新申請に対し、1年度単位で更新できるものとする。

また、当該期間は売店の開設に伴う工事、設備の設置、開店準備及び閉店に伴う原状回復に要する期間を含むものとする。

③ 使用料

武雄市行政財産財産使用料条例（平成18年条例第56号）の規定に基づき算出した使用料（月額147,000円。ただし建設費及び使用面積の増減により変動することがあるものとする。）とする。

④ 経費の負担

売店の設置に要する工事費、使用した光熱水費、通信費、維持管理費、修繕費、廃棄物処理費その他運営に係る一切の費用は、事業者が負担するものとする。また、事業者が負担する経費のうち市へ納入する経費については、市が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納入しなければならない。

⑤ 使用上の注意

(1) 使用物件は、常に善良な管理者の注意をもって良好な状態にしておかなければならない。なお、これに要する費用は、使用者の負担とする。

(2) 市長の許可なく使用物件を許可を受けた使用目的以外の用に供し、若しくは原形を変更し、又は他人に使用させてはならない。また、売店の営業は直接行うものとする。ただし、コンビニエンスストアの場合は、フランチャイズ契約等に基づき、第三者に運営を任せることができるものとする。この場合においては、企画提案書により別途運営事業者を申告するため、フランチャイズ加盟の契約書の写し等を提出するものとする。

⑥ 使用許可の取消し

次に掲げる場合に該当するときは、使用許可期間中であっても当該使用許可を取り消すことがある。この場合は、当該使用許可取消しの日から起算して 20 日以内に使用物件を明け渡さなければならない。なお、この場合に生じた損失については、補償しない。

(1) 市において公用又は公共の用に供するため必要を生じた場合

(2) 前項に定める事項に違反した場合

⑦ 原状回復及び返還

運営事業者は、許可が取り消されたとき又は許可期間が満了したときは、自己の費用で貸付物件を原状に回復し、市長が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。また、当該運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長が原状回復のための処置を行い、その費用の支払を当該運営事業者に請求することができる。この場合においては、当該運営事業者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

⑧ 損害賠償

使用上の注意に定める事項に違反した場合において、損害を生じたときは、市長の要求に応じ損害を賠償しなければならない。

⑨ 有益費等の請求権の放棄

運営事業者は、使用許可物件に投じた改良等のための有益費及び修繕費等一切の費用を市に請求することはできない。

⑩ 定期報告

運営事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の事業報告書を作成し、市長に提出すること。この定期報告以外にも、市長から報告を求めることがあるが、運営事業者はその求めに応じること。特にクレーム対応については、発生後速やかに市長に報告すること。

⑪ 実地調査等

市長は、使用物件を随時調査し、又は運営事業者に所定の報告を求め、その使用等に関し指示することができるものとする。

⑫ その他

本売店の使用に当たっては、関係法令及び武雄市条例等を遵守すること。

(4) 運営に関する条件

① 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、運営事業者の企画提案により自由に設定することができるものとする。ただし、市役所の開庁日（次に掲げる日以外の日）においては、午前8時から午後6時までには必ず営業するものとする。また、営業日及び営業時間は、市との協議により変更することができる。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から1月3日まで）

② 運営方法及び勤務体制

コンビニエンスストアの場合は、チェーン本部による直営店舗又はフランチャイズ加盟者（以下「FC加盟者」という。）が運営する店舗とする。ただし、FC加盟者が店舗を運営する場合、最終責任は、チェーン本部にあるものとする。

例えば、FC加盟者がやむをえず運営を継続できなくなった場合又は提供するサービスが市とチェーン本部との間で取り交わす契約に著しく相違すると認められる場合等は、チェーン本部の責任において、新たなFC加盟者を募るなど、直ちに対策を講じる必要がある。なお、従業員の配置については、営業が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し、適正な人員配置を行うものとする。

③ 店舗内の工事

運営事業者は、提出した企画提案書に基づき、自らの責任と負担において、店舗開店に必要な設置工事を行うものとする。店舗内のレイアウト及び設置工事については、運営条件を元に、事前に市と設計及び施工上の協議をし、確認を受けた後に着工しなければならない。

市は、工事終了後に確認を行い、この確認をもって工事が完了したものとする。なお、基本的な工事区分は別紙「武雄市新庁舎売店貸方基準」を参照すること。

④ 店舗の改修及び修繕

運営事業者は、店舗の改装工事、店舗の修繕等を行うとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得るものとする。

⑤ 販売品目

売店で扱う商品及びその価格は運営事業者が定める。ただし、市から販売品の依頼があった場合は、店舗の運営に支障のない範囲で協力しなければならない。また、佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年条例第24号）の規定に抵触する図書類及び酒類については、販売を禁止する。ただし、酒類については、市の特産物など市長の指定するものは除くものとする。

⑥ サービス提供項目（必須）

ア 公共料金及び公金の収納

イ 住民票等の交付サービス

ウ コピー機及びFAXの設置（有料）

⑦ サービス提供項目（任意）

ATMの設置

⑧ 営業許可等の申請

市長や監督官庁への申請、届出その他店舗の営業に関して必要な一切の手続きは、全て運営事業者の責任において行うものとする。

⑨ 商品の搬入口及び搬入方法

商品の搬入の際は、来庁者等の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこと。

⑩ 廃棄物の処理

店舗で販売した商品や包装等から発生する廃棄物について、その回収に必要な容量のごみ箱を設置することとする。店舗から発生する全ての廃棄物の処理については、運営事業者の責任で行い、処理費用も負担すること。

⑪ 施設管理

ア 受変電設備の法定点検を実施する場合は、全館一斉停電を行うため、市と調整の上協力すること。

イ 店舗内の衛生管理には十分注意すること。その部分の清掃は運営事業者が行い、常に清潔を保つこと。また、店舗内は全て禁煙とすること。

ウ 市長が許可した場所以外での貼り紙、看板等の表示又は掲示は認めない。また、許可した場所であっても、そのデザイン及び内容については、市と協議するものとする。

エ 運営事業者に対して、市長が庁舎管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。

オ 市役所敷地内への従業員の駐車は、禁止する。

(5) 疑義等の取扱い

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と事業者とで協議して決定することとする。

2 応募条件等について

(1) 募集形式及び応募資格

本募集は、公募型のプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）とし、プロポーザルに応募できる者は、次の全ての要件を満たす法人とする。また、コンビニエンスストアが運営する場合は、チェーン本部による直営店舗又はF C加盟者の別は問わない。

- ① 本要領に定める条件に対応できる能力があること。
- ② 租税に滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(2) プロポーザルの日程

- | | |
|-------------------|--|
| ① 公募開始 | 平成28年6月1日（水） |
| ② 質疑書の受付期間 | 平成28年6月1日（水）～同年6月14日（火） |
| ③ 質疑書に対する回答期限 | 平成28年6月17日（金） |
| ④ 応募申込書の提出期限 | 平成28年6月30日（木） |
| ⑤ 企画提案書の提出期限 | 平成28年7月15日（金） |
| ⑥ プレゼンテーション・ヒアリング | 平成28年7月下旬
（7月19日（火）までに電子メールにより日時と場所をお知らせします。） |
| ⑦ 審査結果の通知 | 平成28年8月上旬 |
| ⑧ 覚書の締結 | 平成28年8月下旬 |
| ⑨ 工事協議開始 | 平成28年8月下旬 |
| ⑩ 工事着工・開店準備 | 平成29年4月～ |
| ⑪ 店舗オープン | 平成30年5月 |

(3) プロポーザルの参加手続

① 公募関係資料の入手方法

プロポーザル実施要領、応募申込書その他公募に関する資料・様式は、ホームページからダウンロードすること。

② 質疑書の受付

本プロポーザルに関する質疑は、全て質疑書によるものとする。質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること（応募申込書の提出前にも、質疑書を提出することが可能）。

受付期間	平成28年6月1日（水）～6月14日（火）17時まで
提出方法	①電子メールにより、施設整備課のメールアドレスまで送付すること。 ② 電子メールを送信する際の件名は、「売店運営事業者公募に関する質疑について（事業者名）」とすること。
提出様式	① 質疑書は、所定の様式とする（別紙「質疑書」を使用する

	こと。) ② 質疑書には、次の事項を記入すること。 ア 事業者名、所在地、連絡先（電話番号）、担当者名 イ 質疑内容（質問の意図をわかりやすく記入すること。）
回答方法及び回答期限	① 平成28年6月17日（金）までに応募者全員に回答を電子メールにより通知する。

③ 応募申込み

受付期間	平成28年6月1日（水）～6月30日（木）17時まで
提出先	〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1 武雄市企画財政部施設整備課 提出方法持参又は郵送による（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。）。
提出書類	① 応募申込書 所定の様式による。 ② 商業・法人登記簿謄本 提出日前3か月以内に発行されたもの ③ 印鑑登録証明書 提出日前3か月以内に発行されたもの ④ 定款 最新のもの ⑤ 企業概要及び事業概要 ア 企業理念（経営方針） イ 創業年月日及び営業年数 ウ 従業員数（常時雇用されている従業員数） エ 資本金 オ 事業種目 カ 公共施設への出店実績 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ⑥ 決算書 最新のもの ⑦ 納税証明書 ア 法人市民税（直近の事業年度のもの） イ 固定資産税（平成26年度及び平成27年度納期到来分までのもの） ウ 消費税及び地方消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。） ⑧ 営業に関する資格・免許等の写し 提案する企画の実施及び商品の販売に必要な資格・免許等

	の写し ⑨ 誓約書
備考	① 提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができる。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできない。 ② 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがある。

④ 企画提案書の提出

提出期限	平成28年7月15日（金）17時まで
提出先	〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1 武雄市企画財政部施設整備課 提出方法持参又は郵送による（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。）。
提出書類	① 企画提案書 1部 ② 企画提案資料各 8部
備考	① 企画提案書は、別紙の所定様式を使用すること。 ② 企画提案資料は項目1から6までは任意の様式とする。ただし、用紙のサイズはA4判（縦方向）とし、文章は横書き、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はしない。

3 評価について

(1) 評価主体

評価は、市職員による委員で構成する武雄市新庁舎売店等運営事業者選考委員会が企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行う。

(2) 評価方法及び結果の通知

運営事業者の選考に当たっては、提出された企画提案書類をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容について総合的に評価・採点し、最高点を得た応募者を運営事業者とする。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間は15分程度を予定しており、出店への意欲、提案の具体性及び実現性等を確認する。企画提案書類の中で、特に強調したい項目を中心に説明すること。

評価方法	次の視点で各委員が採点を行い、最高点を取得した者を運営事業者として選定する。 ①営業形態について ②商品・サービスについて ③出店に際しての創意工夫
プレゼンテーション時の留意点	① 出席者は、責任者を含む3名以内とする。 ② 当日に新しい資料等の提出はできない。提出済みの企画提案

	書類に基づき説明すること。
備考	① 最高点を得た提案者が辞退を申し出た場合又は「(3) 留意事項」に該当した場合は、次点の提案者を運営事業者とする。 ② 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。
結果通知	応募者全員に書面により結果を通知する。
通知期日	平成28年8月上旬

(3) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、運営事業者としての決定を取り消すものとする。

- ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- イ 選考委員又はその関係者に接触を求めると、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ウ 運営事業者の決定から覚書締結までの間に、運営事業者の資金事情の変化等により、店舗の設置・運営の履行が困難であると市長が判断したとき。
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。
- オ 運営事業者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

(4) その他

- ア プロポーザルに応募する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- ウ 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市長が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例（平成9年条例第39号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- エ 提出された書類は、一切返却しない。
- オ 一定の適格性を充たす応募者がいないときは、運営事業者を選出しない場合がある。

(5) 問い合わせ先

武雄市企画財政部施設整備課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

電話番号 0954-23-9125

Fax 番号 0954-23-3816

E-mail sisetsu@city.takeo.lg.jp

企画提案資料一覧表

番号	提案内容	記載内容
1	運営方法	(1) 店舗を管理運営する上での基本方針を記載する。 (2) コンビニエンスストアの場合は、運営方法（直営、フランチャイズの別）を記載する。また、FC加盟者に運営を任せる場合は、その旨を明記する。この場合においては、フランチャイズ加盟の契約書の写し等を添付すること。 (3) 営業日及び営業時間について記載する。この場合においては、営業時間に関する考え方についても記載すること。
2	収支計画	(1) 新庁舎売店における収支計画を作成し記載する。
3	安全管理・食品衛生	(1) 防犯防災等、店舗運営上の安全管理・食品衛について記載する。 (2) 食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について記載する。
4	商品・サービスの構成	(1) 販売を予定している主な商品及び価格を記載する。 (2) 販売を予定しているサービスの種類等を記載する。
5	コンセプト・レイアウト	(1) 店舗の全体コンセプトについて記載する。 (2) 店舗内レイアウトが具体的にわかる図面を作成する。 (3) 図面には主な設備、機器類等の設置箇所及びその名称を記載する。
6	アピールポイント	(1) 出店に際し、アピールできる事項又は優位性・特徴のある事項について記載する。 (2) 独自に提供できるサービス等について自由に提案する。

※ 市の要求する条件「1 募集内容について」を充たす企画提案とすること。

※ 企画提案資料は任意様式とし、提案内容はできる限り簡潔にわかりやすく記載すること。

武雄市長

応 募 申 込 書

所在地

法人名

代表者名

印

(事務担当責任者)

所属職名

氏名

電話

F A X

E-mail

「武雄市新庁舎売店運営事業者選考公募型プロポーザル実施要領」に基づき、応募の申込みをします。また、使用に関する条件及び運営に関する条件についてはすべて遵守及び満たしております。

(添付書類)

- 1 商業・法人登記簿謄本
- 2 印鑑登録証明書
- 3 定款
- 4 企業概要及び事業概要
- 5 決算書
- 6 納税証明書
- 7 営業に関する資格・免許等の写し
- 8 誓約書

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、武雄警察署に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、私が市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 自ら又は下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等に拒否させるとともに、直ちに不当介入の事実を市へ報告し、警察への通報及び捜査上の必要な協力をします。これを怠った場合は、いかなる処分を受けても異議申し立てはしません。

年 月 日

武雄市長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

氏名 ㊟

生年月日（大正、昭和、平成） 年 月 日生

武雄市長

質 疑 書

件名	武雄市新庁舎売店運営事業者選考公募型プロポーザル
質疑提出者	所在地 法人名 代表者又は契約代理人 担当者 電話番号
質疑内容	

※ 質問欄は、適宜、拡大又は追加をしてください。質問の意図をわかりやすく簡潔に記載願います。

※ 個別回答は行いません。

※ 回答書には原文のまま掲載しますので、誤字・脱字にご注意ください。

武雄市長

企 画 提 案 書

所在地
法人名
代表者又は契約代理人印
(事務担当責任者)
所属職名
氏名
電話
F A X
E-mail

「武雄市新庁舎売店運営事業者選考公募型プロポーザル実施要領」に基づき、下記の書類を提出します。

記

提出資料 企画提案資料 各 8 部